

Topic

会社設立時の電子定款認証が始まりました！！

公証人電子定款認証について（平成17年4月18日より横浜西口公証センターに指定公証人設置）

印紙税 40,000 円を支払う必要がありません！！

電子定款認証の手続きをすれば、会社設立の時に必要な手数料のうち、印紙税 40,000 円を支払う必要がなくなります。

電子定款って？

電子定款は、今までの紙の定款ではなくなります。紙の書類ではないので、（印紙税法上）印紙代 40,000 円を支払う必要がないのです。

手続きは、今までと殆ど変わりません。定款のそれぞれのページに印鑑を押していた作業の代わりに、電子署名で認証を行うだけです。ただし、このPDF形式の電子書類をPC端末上でご覧になるには、Acrobat Reader™のソフト（インターネット経由で無償でダウンロードできます）が必要になります。しかし、「電子定款が目に見えないんじゃないか？書類として残らないのではないか？」とご心配なお客様のため、当事務所では、印刷した電子定款を設立書類一式に綴じこんでご返却いたします。

なお、現在のところ、当事務所への委任状には、発起人（または社員）の実印を押捺していただきます。

つまり、今までと全然変わることなく、支払う費用が 40,000 円安くなるのです！

PDF って？ Acrobat Reader™って？

政府はPDF形式の電子書類に規格を統一していく方向性のようで、電子書類のほとんどが現在はPDF形式によっています。

Acrobat Reader™についての詳しい説明は、下記のアドレスをご参照ください。



<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>

御社がパソコンや電子書類に精通する必要はありません！

当事務所は、これからの電子書類化時代への準備を進めております。電子定款認証には電子署名のための発起人（または社員）のICカードが必要ですが、簡単に取得することもできます。ご心配なくご連絡ください。

会社設立の際は、当事務所までご連絡ください！